

【タイ】 タクシン元首相資産没収にかかる最高裁判所判決

海外立法情報課・大友 有

* 2006年9月に発生したクーデター以降、タイでは不安定な情勢が続いている。2010年2月26日、凍結中のタクシン元首相一族の資産をめぐる、最高裁判所政治職者刑事訴訟部は凍結資産約766億バーツ(1バーツ=約2.7円)のうち約464億バーツを没収するとの判決を下した。この判決を受け、タクシン支持派(UDD)はアピシット政権への反発を強めている。

6つの争点と最高裁判所政治職者刑事訴訟部の見解

本件の争点とそれに対する裁判所の見解(注1)は次の通りである。

【争点1】タクシン元首相及びポチャマン元夫人(2008年11月離婚)は、2001年から2006年までの2期にわたる首相在任中、実質的には、タクシン元首相自身が設立したシン・コープ社の株式約14億株(同社全株式の48%)を保有していたにもかかわらず、成人した子及び親せきの名義を利用する方法でその資産を隠蔽し、国家汚職防止取締委員会に対し虚偽の資産申告をした。これは「憲法」及び「腐敗防止取締りに関する憲法関連法」に違反する行為である(注2)。

→ 全員一致により、タクシン元首相及びポチャマン元夫人は、シン・コープ社の実質的な株主であり、国家汚職防止取締委員会に対し虚偽申告をしたと判断。

【争点2】首相在任中の2003年、電気通信事業免許料を物品税の徴収に変更すると決定した閣議決定は、シン・コープ社への利益誘導を目的としたタクシン元首相の職権濫用であり、これにより国家は600億バーツの損失を被った。

→ 多数意見により、タクシン元首相の職権濫用と判断。

【争点3】携帯電話事業会社AIS(シン・コープ社の子会社)とタイ電話公社(TOT)との間で、プリペイド式携帯電話事業に関する税率の引き下げを決めた契約変更は、プリペイド式携帯電話市場におけるAIS社の優位性を保つことを目的としたものであり、これにより国家は約700億バーツの損失を被った。

→ 多数意見により、タクシン元首相の職権濫用と判断。

【争点4】DPC社(シン・コープ社の子会社)とタイ通信公社(CAT)との間のネットワーク・ローミング・サービス料に関する通信事業免許契約の変更により、TOTとCATは、約180億バーツの損失を被った。

→ 多数意見により、当該契約変更の効力が発生したのは、タクシン元首相によるシン・コープ社株売却の後であり、元首相の利益にはなっていないと判断(注3)。

【争点5】シン・コープ社と通信衛星事業会社シン・サテライト社(シン・コープ社の子会社。現在のタイコム社)の利益のために、不正な手段を用い通信衛星事業への認可を行った。

→ 多数意見により、タクシン元首相の職権濫用と判断。

【争点 6】 タイ輸出入銀行を通じたミャンマーへの融資案件において、融資額を 30 億バーツから 40 億バーツに変更したのは、シン・サテライト社への利益誘導を目的としたタクシン元首相による職権濫用である。

→ 多数意見により、タクシン元首相の職権濫用と判断。

最高裁判所政治職者刑事訴訟部判決(No.14/2551, No.1/2553)

最高裁判所政治職者刑事訴訟部は、これらの見解を示したのち、2006 年のクーデター後、資産調査委員会により不正な蓄財の疑いありとして凍結されていたタクシン元首相一族の資産のうち、タクシン元首相が首相就任後に得た約 464 億バーツを没収し、首相就任前から保有していた約 312 億バーツについては凍結を解除すると判決した。

今後の裁判の動向

最高裁判所政治職者刑事訴訟部の判決については、判決後 30 日以内の不服申立てが認められており（2007 年憲法第 278 条）、タクシン元首相側が控訴をするか否かが注目される。一方、TOT、財務省、輸出入銀行等、タクシン元首相の職権濫用により損害を被ったとされる諸機関がタクシン元首相を刑事訴追する可能性があり、また、国家腐敗防止委員会（NACC）は、新たな調査委員会を立ち上げる動きを見せている。

今後の政治情勢

判決後、タクシン支持派は、アピシット政権への反発を強め過激な抗議行動に出た。しかし、「タクシン支持派の行動は真の民主主義を示しているか」という世論調査に 57.14%の人が「示していない」と回答しているように（注 4）、抗議行動が一般の市民からの支持につながるとは限らない。アピシット政権が混乱をどのように沈静化させるのか、またそれと併せて、亡命中のタクシン元首相の今後の動向が注目される。

注(インターネット情報はすべて 2010 年 3 月 19 日現在である。)

(1) 判決と判決理由は、タイ最高裁判所政治職者刑事訴訟部 HP を参照。

<http://www.supremecourt.or.th/webportal/maincode/admin/announcements/files/March_5_2010_4_44_095319d94849bb8114e8d61ef75999ab.pdf>

(2) 政治職者の株保有の制限を規定する「1997 年タイ王国憲法」第 110 条、第 208 条、第 209 条、及び「1999 年腐敗防止取締りに関する憲法関連法」第 100 条、第 122 条。また、政治職者の資産報告の義務について規定する「1997 年タイ王国憲法」第 291 条、第 292 条、及び「1999 年腐敗防止取締りに関する憲法関連法」第 32 条、第 33 条、第 119 条に違反。

(3) 2006 年 1 月 23 日、タクシン元首相は保有していた全てのシン・コープ社株をシンガポール国営企業 テマセク・ホールディング社に売却した。争点 4 で問題とされている変更契約の効力が発生したのは 2006 年 7 月 1 日である。

(4) 2010 年 3 月 12-13 日に治安維持法が発令された 7 都県の 1,090 人を対象に実施したドゥシット・ポールの調査。<http://dusitpoll.dusit.ac.th/polldata/2553/2553_033.html>